

宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループの設置について

〔平成20年10月1日〕
宇宙開発戦略専門調査会決定

1. 設置の目的

宇宙基本法第35条に規定する宇宙活動に関する法制の整備等に関する検討に係る事項について専門的な調査検討を行うため、宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループを設置する。

2. 検討事項

宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループの検討事項は以下の通りとする。

- (1) 宇宙活動に係る規制その他の宇宙開発利用に関する条約等の国際約束を実施するために必要な事項
- (2) その他、宇宙基本法の理念等を実現するために必要な事項

3. 構成員

ワーキンググループの構成員は、宇宙開発戦略専門調査会座長(以下「座長」という。)が委嘱(当該構成員が宇宙開発戦略専門調査会の委員の場合にあつては、座長が指名)する。また、ワーキンググループに主査を置く。主査は、当該ワーキンググループの構成員のうちから、座長が指名する。

4. 庶務

宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループの庶務は、内閣官房において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、主査が定める。

宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループ 構成員

- (主査) 小 菅 敏 夫 デジタルハリウッド大学教授
- 青 木 節 子 慶應義塾大学総合政策学部教授
- 浅 田 正一郎 三菱重工業株式会社航空宇宙事業本部
宇宙機器部部長
- 川 島 レ イ 特定非営利活動法人
大学宇宙工学コンソーシアム事務局長
- 小 塚 荘一郎 上智大学法学研究科教授
- 佐々木 学 スカパー J S A T 株式会社経営企画本部
経営企画部長
- 白 井 恭 一 東京海上日動火災保険株式会社
航空保険部宇宙保険室長
- 田 中 俊 二 社団法人日本航空宇宙工業会常務理事
- 西 口 浩 衛星測位システム協議会事務局長
- 福 永 哲 雄 株式会社パスコ衛星事業部副事業部長
- 椋 田 哲 史 社団法人日本経済団体連合会常務理事

(五十音順、敬称略)

宇宙開発戦略本部体制図

宇宙開発戦略本部

本部長： 内閣総理大臣
副本部長： 内閣官房長官
 宇宙開発担当大臣
本部長員： 上記を除くすべての国務大臣

宇宙開発戦略専門調査会

宇宙開発戦略本部令第1条に基づき、「宇宙開発戦略専門調査会」を設置。
宇宙基本計画(宇宙基本法第24条)、宇宙開発利用体制等について検討

検討ワーキンググループ

専門調査会の下に以下のワーキンググループを設置。

○ 宇宙開発利用体制検討ワーキンググループ

法附則第3条及び第4条に規定される宇宙開発利用に関する機関、行政組織の在り方等に係る検討を行う。

○ 宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループ

法第35条に基づき、宇宙活動に関する法制の整備に係る検討を行う。

宇宙開発戦略本部幹事会

宇宙開発戦略本部令第2条に基づき、内閣官房副長官(事務)を議長とし、副長官補(内政・外政・安危)を副議長、各府省局長クラスが構成員。第1回本部会合で設置。

【宇宙開発戦略本部令】

(専門調査会)

- 第一条 宇宙開発戦略本部(以下「本部」という。)は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。
- 2 専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門調査会の委員は、非常勤とする。
- 4 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

(宇宙開発戦略本部の運営)

- 第二条 この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

【参考:宇宙基本法附則】

(宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を内閣府におこなわせるための法制の整備等)

- 第二条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるために必要な法制の整備その他の措置を講ずるものとする。

(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等に関する検討)

- 第三条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他の宇宙開発利用に関する機関について、その目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、当該機関を所管する行政機関等について検討を加え、見直しを行うものとする。

(宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等の検討)

- 第四条 政府は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【参考:宇宙基本法第35条】

- 第三十五条 政府は、宇宙活動に係る規制その他の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。
- 2 前項の法制の整備は、国際社会における我が国の利益の増進及び民間における宇宙開発利用の推進に資するよう行われるものとする。